

【 I 】 調査の概要（農林業経営体調査）

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の沿革

我が国は、昭和25年の1950年世界農業センサス以降10年ごとに国際条約に基づく世界農業センサス（1960年からは林業センサスも同時実施）を行うとともに、その中間年には我が国独自の農業センサスを実施している。2005年からは、（これまで）10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと結合し、農林業センサスとして5年周期で実施することとなった。今回の2020年農林業センサスは、農業センサスが15回目、林業センサスが9回目の調査となる。

沖縄県における農林業センサスは以下のとおり実施されており、令和2年2月に実施された今回センサスは13回目にあたる。第3回目までは琉球政府が独自に行い、第4回目以降は復帰に伴い全国一斉に行われている。

- 第1回目 1950年世界農業センサス（昭和26年2月実施）
- 第2回目 1965年農業センサス（昭和39年4月実施）
- 第3回目 1970年世界農林業センサス（昭和46年10月実施）
- 第4回目 1975年農業センサス（昭和49年12月実施）
- 第5回目 1980年世界農林業センサス（昭和54年12月実施）
- 第6回目 1985年農業センサス（昭和59年12月実施）
- 第7回目 1990年世界農林業センサス（平成元年12月実施）
- 第8回目 1995年農業センサス（平成6年12月実施）
- 第9回目 2000年世界農林業センサス（平成11年12月実施）
- 第10回目 2005年農林業センサス（平成16年12月実施）
- 第11回目 2010年世界農林業センサス（平成22年2月実施）
- 第12回目 2015年農林業センサス（平成27年2月実施）
- 第13回目 2020年農林業センサス（令和2年2月実施）

3 調査の根拠

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行われた。

4 調査の体系

2020年農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査の対象、調査の系統については次のとおりである。

| 調査の種類 | 調査の対象 | 調査の系統 | |
|----------|--|--|--|
| 農林業経営体調査 | 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者*1 | 農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体) | |
| 農山村地域調査 | 【市区町村調査】 全ての市区町村 | 農林水産省 調査対象 (市区町村) | |
| | 【農業集落調査】 全域が市街化地域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落 | 農林水産省 (民間事業者 又は地方農政局等の職員) 調査対象 (集落精通者) | [民間事業者調査 による未回収分] 農林水産省 統計調査員 又は地方農政局等の職員 調査対象 (集落精通者) |

※1：試験研究機関、教育機関、福祉厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

以下、本報告書は沖縄県が実施した「農林業経営体」に関する調査結果等を収録している。

5 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

6 調査の方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

7 2020年農林業センサスの変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の見直し

(ア) 調査項目の新設

- a 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- b 有機農業の取組状況
- c 農業経営へのデータ活用の状況

(イ) 調査項目の削減

- a 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）
- b 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専兼業別の分類に利用）
- c 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- d 農業機械の所有台数
- e 農作業の委託状況
- f 農外業種からの資本金、出資金提供の有無
- g 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等